

使用の休止・再開の届出

令和元年6月の法改正により、浄化槽の使用の休止・再開の届出が法制化され、令和2年4月1日から施行されました。

制度概要

休止の届出を行った場合、休止期間中は、保守点検、清掃及び法定検査の義務が免除されます。
また、使用を再開する場合は、再開した日から30日以内に再開の届出をする義務があります。

改正前



休止中の維持管理が**必須**。



改正後



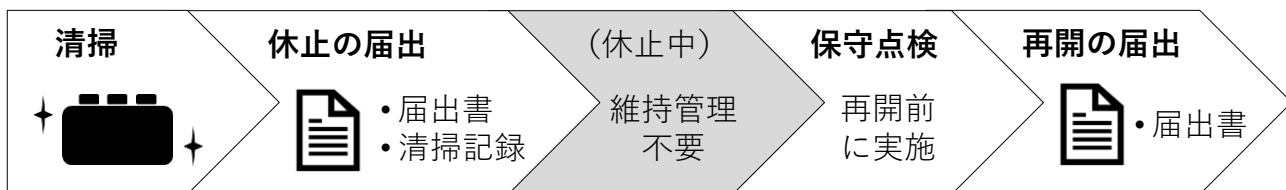
休止中の維持管理を**省略**！

ポイント

休止の届出を行う場合は、休止のための清掃（汚泥の全量引き出し、水張り）、消毒剤の撤去が必要です。また、休止の届出には清掃の記録を添付します。

休止期間の目安は、1年以上です。

休止から再開までの流れ



浄化槽を休止する時は、保守点検業者・清掃業者に休止する旨を必ず伝えましょう。

Q お盆や正月等には帰省してトイレ等を使用しますが、休止の届出をすることはできますか？

A 少しでも浄化槽を使用する場合は、休止には該当しないため、休止の届出をすることはできません。

Q 休止した浄化槽を何もせずに使用再開しても構いませんか？

A 休止中の浄化槽は、消毒剤がなく、汚れを分解する微生物もない状態であるため、そのままでは使用できません。保守点検業者等により、正常に稼働する状態に戻してから使用してください。